

長浜市骨髄等移植ドナー支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が行う骨髄・末梢^{しゆう}血幹細胞提供あっせん事業（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）第2条第5項に規定する事業をいう。）において骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供を行った者に対し、長浜市骨髄等移植ドナー支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者等)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「補助対象ドナー」という。）又はその者を雇用する国内の事業所（国、地方公共団体、独立行政法人国立大学法人及び公立大学法人を除く。以下「補助対象事業所」という。）とする。

- (1) 骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業にドナー登録を行い、骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けている者
- (2) 骨髄等の提供を行った日（以下「骨髄等提供日」という。）に市内に住所を有している者
- (3) 他の自治体等が実施する同種同類の奨励金又は補助金等を受けていない者

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 補助対象ドナー 次に掲げる骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談（骨髄等の採取のための手術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものを除く。）の日数に2万円を乗じて得た額。ただし、1回の骨髄等の提供につき14万円を限度とする。
 - ア 健康診断のための通院
 - イ 自己血貯血のための通院
 - ウ 骨髄等の採取のための入院
 - エ その他骨髄等の提供に関し、骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院、入院又は面談
- (2) 補助対象事業所 補助対象ドナーが骨髄等の提供に係る通院等に要した日数に1万円を乗じて得た額（1回の骨髄等の提供につき上限7万円）。ただし、補助対象ドナーが複数の事業所に勤務するときは、勤務実態を考慮し、これらの事業所間で本文の額の範囲で補助金を^{あん}按分するものとする。

(交付申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、骨髄等提供

日から1年以内に、長浜市骨髄等移植ドナー支援事業補助金交付申請書兼請求書（補助対象ドナー用）（様式第1号）又は長浜市骨髄等移植ドナー支援事業補助金交付申請書兼請求書（補助対象事業所用）（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象ドナー

- ア 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を行ったことを証する書類の原本
- イ 骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談をした日を証する書類
- ウ 社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証又は加入者証
- エ 振込先口座が確認できる書類
- オ アからエまでに掲げるもののほかに、市長が必要と認める書類

(2) 補助対象事業所

- ア 補助対象ドナーとの雇用関係が確認できる書類
- イ 振込先口座が確認できる書類

2 規則第14条に規定する実績報告は、前項の申請書兼請求書の提出をもってなされたものとみなす。

（交付決定等）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに審査し、補助金の交付を決定したときは、長浜市骨髄等移植ドナー支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定により審査した結果、補助金を交付しないことを決定したときは、長浜市骨髄等移植ドナー支援事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知しなければならない。

3 規則第15条に規定する補助金の額の確定は、第1項の規定による交付決定をもってなされたものとみなす。

（補助金の返還等）

第6条 市長は、偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（告示の失効）

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

（経過措置）

3 この要綱の失効前に、この要綱に基づき交付決定された補助金については、なおその効力を有する。